

2026 年 5 月 15 日

お 客 さ ま 各 位

長野県信用組合

「省エネ・地域パートナーシップ」への参画並びに 令和 8 年度取組方針・活動計画の策定について

長野県信用組合(理事長 黒岩 清)は、お取引先事業者の皆さまの脱炭素化・省エネに向けた取組みを強力に支援し、持続可能な地域社会の実現に貢献するため、経済産業省資源エネルギー庁が主導する「省エネ・地域パートナーシップ」に参画しております。

この度、本パートナーシップの趣旨に基づき、当組合における「令和 8 年度取組方針・活動計画」を策定いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 「省エネ・地域パートナーシップ」とは

本パートナーシップは、経済産業省資源エネルギー庁が令和 6 年 7 月に創設した枠組みです。当組合を始めとする地域金融機関、省エネ支援機関、自治体、商工団体等が連携し、中小企業の皆さまの省エネ・脱炭素化を地域で一体となって後押しすることを目的としています。

2. 当組合が参画する目的

当組合は、地域の持続的な成長を支えるパートナーとして、脱炭素化に向けた動きを経営基盤強化の好機と捉えています。本パートナーシップへの参画を通じて、以下の役割を果たしてまいります。

(1) 専門的な伴走支援の実施

外部の専門機関や自治体と連携し、省エネ診断の活用や補助金情報の提供など、より実効性の高いソリューションを提案します。

(2) 経営効率化による競争力強化

エネルギー使用量の可視化や設備更新・運用改善のアドバイスを通じて、エネルギーコスト削減と収益性向上の両立を支援します。

(3) 持続可能な地域経済への貢献

お取引先事業者の皆さまとともに環境負荷の低減に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現を目指します。

当組合は、今後も「けんしん BANK サステナビリティ・リンク・ローン」「けんしん BANK 信州サステナビリティ・リンク・ローン(脱炭素型)」をはじめとする多様な金融・非金融サービスの提供を通じ、地域の皆さまの脱炭素化への挑戦を全力でサポートしてまいります。

以上

■令和8年度 取組方針・活動計画報告

大項目	中項目	設問	回答欄/選択肢
1.金融機関属性	機関名		長野県信用組合
2. 中小企業等の省エネを推進するための取組方針			
	中小企業等の省エネを推進するための取組方針を記載してください。	当組合では、バーパスである「地域の魅力をプロデュースし、地域社会の新たな価値創造に尽くします」のスローガンのもと、顧客のライフステージに応じたソリューション提案のための各種支援ツールを整備するとともに、外部専門家や外部機関との連携を強化している。 中期経営計画の中にも脱炭素支援を掲げ、顧客企業の脱炭素化の取組を関係機関と連携して支援する。特に、顧客企業のエネルギーコスト低減に寄与する「省エネ」の取組を脱炭素経営の第一歩と捉え、顧客に対し、民間企業の可視化ソリューションによるCO2排出量の算定や、排出削減の可能性を見極める省エネ診断を提案する。各種支援ツールや外部機関の活用により、省エネ取組の推進による顧客の収益力強化に貢献する。	
3. 中小企業等の省エネの推進にあたった実施する事項			
	(1) 省エネ診断の推進		
	令和8年度、省エネ診断を紹介し受診する企業の数（整数）※機関全体での目標件数	12	
	上記の件数目標に対して、エリアもしくは支店単位で目標の設定を行っているか。	なし	取引先事業者の省エネ設備状況や更新予定は必ずしも把握できているわけではなく、省エネ診断の潜在的需要を正確に推計することが難しい。そのため、支店別に確度の高い受診目標を設定することができない。
	目標の達成に向けて行う取組		
	大項目	中項目	具体的な取組内容
	自機関の支援体制強化	①KPIの設定（省エネ診断を紹介し受診する企業の数、省エネ診断後に省エネの取組みを実現した企業の数以外）	営業店担当者と本部専担者による同行訪問数をKPIとして設定する。四半期ごとに本部が集計する。
	自機関の支援体制強化	②専任担当者の配置	専任担当者の配置を維持し、案件相談・同行訪問・申込手続きのフォロー等をワンストップで支援する。
	自機関の支援体制強化	③支店／営業店の取組へのインセンティブ付け	半期ごとに「省エネ診断」を含む省エネ・脱炭素支援全般の支援件数を算定し、他の支援内容と同列に営業店評価や人事評価に反映する評価基準を維持する。
	自機関の支援体制強化	④支店／営業店への研修の実施	営業店向けに、中小企業の省エネ支援策の全体像や提案トーク等を内容とする研修を実施する。
	自機関の支援体制強化	⑤支店／営業店への照会等への対応	営業店からの照会に対し、原則3営業日以内に専任担当者が回答する。生成AIを用いたFAQを整備する。
	自機関の支援体制強化	⑥①～⑤以外の取組	省エネ診断等に同席し、専門家の提案事項を聞き取る中で、省エネ施策のノウハウを積み上げる。
	省エネ支援機関との連携	①研修・勉強会の開催	パートナー省エネ支援機関と合同で、営業店向け研修を行う。
	省エネ支援機関との連携	④顧客への同行訪問	省エネ診断等を通じて、パートナー省エネ支援機関との同行訪問を行う。
	省エネ支援機関との連携	⑤顧客向けイベントの開催	金融機関×パートナー省エネ支援機関の共催で中小企業向けセミナーを開催し、省エネ診断や省エネ補助金を始めとする支援策の動向、これらを活用した成功事例(設備更新・運用改善)を紹介する。
	(2) 省エネ診断後のフォローアップ		
	令和8年度、省エネ診断後に省エネの取組みを実現した企業の数（整数）※機関全体での目標件数	12	
	目標の達成に向けて行う取組		
	大項目	中項目	具体的な取組内容
	中小企業の省エネ取組支援	①省エネ診断時（もしくは報告会）に同席	省エネ診断や説明会に同席し、省エネ効果(kWh・円・CO2)と投資回収を経営者とともに確認する。その上で、補助金の活用可能性や融資メニューを組み合わせた最適な提案を行う。
	中小企業の省エネ取組支援	②提案内容の実施状況確認	診断後、定期的にフォローし、省エネ施策の取組状況を確認。未実施の場合は障壁を整理し、必要に応じて適切なソリューションを提示する。
	中小企業の省エネ取組支援	④省エネ補助金等支援策の活用支援	補助金公募情報を適宜確認し、申請に必要な見積・効果算定を準備。確認書の発行を通じて、顧客が可能な限り採択されるよう支援する。
4. 定量的な目標件数			
(1) 令和8年度、省エネ支援策等の紹介をする中小企業等向けのセミナー・説明会の実施回数	1		
(2) 令和8年度、個別面談（対面・オンライン）による課題解決に向けた提案や助言等により、省エネ対策を実施する企業等の数	48		